

契約（承諾）の条件

1 定義

この条件において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

2 広告の対象範囲

広告の掲載は、県の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつホームページの用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

3 広告掲載の基準

広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容の基準は、「宮城県警察広告事業実施要綱の改正について（通達）」（令和6年6月17日付け宮本装第735号。以下「要綱」という。）の別表「広告基準」（以下「基準」という。）「宮城県警察バナー広告掲載要項」（以下「要項」という。）に基づくものとする。

(1) 前記に定めるもののほか、広告が次のいずれかに該当するものは掲載しない。

ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

（例）「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

イ 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの

（例）高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ及び文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等

ウ 実際には機能しないもの

（例）入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

エ 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

（例）「職員採用情報」等、県庁ホームページ及び県警ホームページのコンテンツの一部であるかのような表現

オ その他広告の表現として適当でないと認められるもの

4 広告掲載の規制業種又は事業者

基準に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。広告の掲載期間中に当該業種又は事業者に該当することとなった場合も同様とする。

5 広告の規格

広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 広告の掲載位置

宮城県警察ホームページトップページの広告枠部分

(2) 広告の枠数

5枠

(3) 広告の種類

バナー広告

・大きさ（1枠当たり） 縦60ピクセル×横135ピクセル

- ・形式 G I F形式（アニメーション不可）又はJ P E G形式
- ・データ容量 10キロバイト以下
- ・画像のA L T属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角を問わず30文字以内

6 バナー広告の作成

- (1) バナー広告は、広告主が作成するものとする。
- (2) 前記6(1)によるバナー広告の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- (3) 広告主は、前記6(1)により広告を作成するに当たっては、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、あるいは県警察及び広告媒体の信頼性を損なうことのないよう、必ず警察本部長と協議するものとする。この場合において、当該協議が成立しないときは、警察本部長の解釈によるものとする。

7 広告の掲載期間

- (1) 広告を掲載する期間は1年単位（広告を掲載しようとする年の4月初めから翌年の3月末までの間）又は前記期間中の月単位とする。
なお、広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- (2) 前記7(1)にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が土曜日若しくは日曜日又は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日若しくは宮城県の休日（以下「休日等」という。）に当たる場合の広告掲載開始日は休日等最終日の翌日とし、広告掲載終了日は休日等の初日の前日とする。

8 広告の募集方法

広告の募集は、原則として県警ホームページにより公募するものとする。

9 広告掲載の申込み及び広告主の決定

- (1) 宮城県警察ホームページへの広告の掲載を希望する者は、「宮城県警察ホームページ広告掲載申込書」（以下「申込書」という。）により、県が指定する日までに、広告の掲載を申し込むものとする。
- (2) 県は、前記9(1)による申込みがあった場合、基準に定める規制業種又は事業者でないことを確認するとともに、後記10に定める広告内容の審査を行い、適当であると認められたものを広告主候補者とする。
- (3) 前記9(2)による広告主候補者に対し、県はその結果を通知するものとする。
- (4) 県は、前記9(2)の審査を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

10 広告内容等の審査及び修正

- (1) 広告主は、「申込書」に広告原稿（データ）を添えて県が指定する日までに、県の指定する場所に提出し、掲載の可否について要綱に基づくホームページ広

告審査会の審査を受けるものとする。

- (2) 県は、審査後、広告主候補者としての可否についての結果を要綱に基づき通知する。
- (3) ホームページ広告審査会において、広告の内容が前記3、前記4又は前記5に反すると判断した時は、広告主に対し、期日を定め、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を指示するものとする。なお、広告が掲載中であっても同様とする。
- (4) 広告主は、正当な理由がある場合以外は、前記10(3)による修正、削除等に応じなければならない。

11 広告掲載の方法

- (1) 県は、前記10により提出された広告原稿を掲載するときは、原則として広告掲載開始日の午前9時から午前11時までの間に掲載するものとする。
- (2) 県は、前記10により掲載した広告を削除するときは、原則として広告掲載終了日の午後3時から午後5時までの間に削除するものとする。

12 広告掲載の取消し

県は、要綱別表の「広告基準」及び次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、直ちに広告掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 前記3、前記4及び前記5の規定に反すると認められるとき
- (2) 前記10(3)による広告内容の修正が行われないうとき
- (3) 指定する期日までに、契約に定める広告掲載料の納付がない場合

13 契約の締結

- (1) 県は、前記10(2)による決定をした時は、当該広告主と広告掲載に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。ただし、広告掲載料が少額であつて、かつ、広告事業の履行に差し支えがないと認める場合には、契約書の作成を省略し、広告事業の仕様、条件等を記載した承諾書又は請書の提出に代えることができる。
- (2) 県は、前記10(2)により決定した広告主が、前記13(1)による契約の締結等を行わない時は、当該決定を取り消すものとする。

14 契約の解除

- (1) 警察本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、当該契約を解除することができるものとする。
 - ア 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
 - イ 前記10(3)による広告内容又はデザイン等の修正を広告主が行わないとき
 - ウ 前記4に該当したと認められるとき
- (2) 警察本部長は、前記14(1)のほか、広告の掲載を継続することが著しく不適切と判断したときは、契約を解除することができるものとする。
- (3) 警察本部長は、前記14(2)により広告の掲載を取消したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(4) 広告主は、前記14(1)又は14(2)により契約を解除されたときは、その解除の理由が警察本部の責めに帰すべき理由である場合を除き、広告掲載料の10%に相当する額を違約金として支払わなければならない。この場合、納付済の広告掲載料は返還しないものとする。

15 広告掲載料

(1) 広告の掲載料は1 バナーにつき、月当たり5,000円（いずれも消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(2) 広告主は広告掲載料を県が指定する納入期限までに、県が発行する納入通知書により一括納入するものとする。

(3) 広告主は、前記15(2)に定める期日までに広告掲載料を支払わなかったときは、遅延日数に応じ、年2.5%に相当する違約金を支払わなければならない。

16 広告掲載の取下げ

(1) 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

(2) 広告主は、前記16(1)により広告の掲載を取り下げるときは、書面により警察本部長に申し出なければならない。

(3) 広告主は、前記16(1)より広告の掲載を取り下げた場合は、広告掲載料の10%に相当する額を違約金として支払わなければならない。この場合、納付済の広告掲載料は返還しないものとする。

17 広告掲載料の返還

(1) 警察本部長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済の広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。ただし、次の場合は除くものとする。

ア 機器及びこれに関するシステム等の保守又は工事を行う場合

イ 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

ウ その他公益上のやむを得ない場合

(2) 前記17(1)により返還する広告掲載料は、広告事業の内容等が月単位で継続されるようなものである場合、掲載を取り消した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降分の納付済月額額の総額とする。

(3) 前記17(1)により返還する広告掲載料には利子を付さない。

18 広告主の責務

(1) 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

(3) 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

19 裁判管轄

広告事業に関して争いが生じた場合には、特段の定めのない限り、仙台地方裁判所をその管轄裁判所とする。

20 その他

その他定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察本部長と広告主双方が協議して解決するものとする。